

## 地域課題解決型募金（テーマ型募金）の制度概要について

### 1 制度概要

#### （1）制度の目的

地域の課題解決に取り組む団体が自ら行う活動の趣旨を広く住民に呼びかけ、住民の理解と共感に基づく募金活動を展開し、活動に必要な資金を確保し、地域福祉を推進します。

#### （2）テーマ設定

団体ごとに取り組む地域課題をテーマとして設定します。

#### （3）対象団体

三重県内で活動している非営利の団体に募集要項に定める要件を満たす団体とします。

#### （4）対象事業

公的制度では解決できない多様な地域課題、社会課題に取り組む募集要項に定める活動とします。

#### （5）目標額および募金活動

##### ①目標額

10万円以上とします。

##### ②募集期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月6日（金）まで

##### ③募金活動期間（期間拡大期間）

令和6年1月1日（月）から令和6年3月31日（日）まで

#### （6）配分額および事業実施

##### ①募金額の確定

募金の実績額が最終的に確定するのは4月末となります。

※インターネットによる募金では時期が5月になる場合があります。

##### ②配分額の確定

募金実績に基づき、本会の配分委員会（7月）において決定します。

##### ③事業の実施

配分を受けた事業は令和6年度内に実施してください。

#### （7）配分事業の変更

募金実績額に基づいて事業の内容を変更したり、やむを得ず事業を中止した場合は変更申請書を本会へ提出してください。

(8) 配分事業の報告

- 事業終了後、1ヵ月以内に配分事業使途報告に必要な添付書類を付して  
本会へ提出してください。
- 事業を実施する際には「赤い羽根共同募金」の配分金であることを明示  
してください。

(9) 配分金の返還

要項に違反したときまたは次に掲げる事項のいずれかに該当するときは  
配分決定を取り消し、配分金の全部もしくは一部の返還を求めます。

- 配分金を申請事業に使用しなかったもの
- 申請事業の実施が困難になったとき
- 申請事業を中止したとき
- 配分金に剰余が生じたとき

2 募金及び運動に係る取扱いについて

(1) 配分額

①募金

団体に寄せられた募金額から事務費を控除したものとします。

事務費の額は団体の募金額の10%（千円未満は切り捨てた額）とし、  
10万円を上限とします。

②配分加算額

応募団体への募金実績額に応じて、30万円を上限に加算額を交付しま  
す。

<募金実績額>	<加算助成額>
～10万円未満	無し
10万円～50万円未満	実績額の50%
50万円～	30万円

(例) 募金実績額が30万円の場合

事務費：30万×0.1＝3万円

加算額：30万×0.5＝15万円

配分額：30－3＋15＝42万円

(2) 募金の取扱いについて

①目標額を超えた募金の取扱い

目標額を超えた募金額は、変更申請の手続きを経て、応募団体に全額配  
分します。

②募金活動期間後の募金の取扱い

募金活動期間終了後（4月以降）の募金は、次年度の一般募金扱とします。

③配分額の決定時期及び事業実施

配分額は7月の配分委員会において決定し、各団体へ送金します。

事業実施は、4月であれば可能とします。

(3) 応募団体への支援

本会は応募団体への支援は次のとおりです。

① 団体応募チラシの作成

② インターネットを活用した募金に係るページ（HP）の作成

③ 県政記者クラブへの資料提供と本会HP掲載等

④ 資材の貸し出し（幟旗、赤い羽根は配布用）

(4) 募金者への領収書の交付

募金者への領収書は団体から交付してください。

※本会から随時、寄付者一覧表と領収証を団体へ送付します。

※募金は県共同募金において管理します。